

秋田市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10、第115条の20および第115条の30の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
ライフデザインラボ株式会社	黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	令和6年7月1日	訪問看護、 介護予防訪問看護
株式会社クレール	株式会社クレール	秋田市新屋船場町6番55号	令和6年7月1日	訪問介護
有限会社アソフィニ	仁井田デイサービスセンターふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	令和6年7月1日	地域密着型 通所介護
メディカル・ケア・サービス東北株式会社	愛の家グループホーム 秋田千秋中島町	秋田市中島町12番4号	令和6年7月1日	認知症対応型共同生活 介護・介護 予防認知症

				対応型共同 生活介護
株式会社ア ースワン	アースワン 居宅介護支 援事業所	秋田市御所野堤 台二丁目2番19 号	令和6年7月1 日	介護予防支 援
医療法人運 忠会	土崎居宅介 護支援事業 所	秋田市土崎港中 央四丁目4番26 号	令和6年7月1 日	介護予防支 援